

(議事の要旨)

開始 14時00分

[西田委員長]

ただいまから、平成26年度第11回教育委員会定例会を開会いたします。

議事に入ります前に、本日は傍聴希望者がいらっしゃいますので、傍聴を許可したいと思いますますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認め、傍聴を許可します。

本日の会議録署名は、濱屋委員にお願いいたします。

本日の案件は、追加案件も含めまして、議案7件です。

なお、議案第45号及び議案第46号は公開しない会議とし、会議の最後に審議したいと思いますますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認め、議案第45号及び議案第46号は、会議規則第12条により公開しない会議として、会議の最後に審議します。

[西田委員長]

それでは議事に入ります。

議案第40号・日野市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の提出について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第40号 日野市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の提出について

[兼子庶務課長]

説明の前に若干説明をさせていただきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律については、平成27年4月1日からの施行でございます。ただ、この前に附則がございまして、現教育長が委員である間は従前の法律を適用するということになります。したがって、現教育長は平成30年8月までの任期でございますので、その次から新しい法律が適用されるということになります。しかし国の指導により、教育長に事故があった場合については、条例がすぐ制定できないものですから、3月中までに制定しなさいというものでございますので、提出をするものです。

それでは、議案第40号・日野市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の提出について、ご説明を申し上げます。

提案理由です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定に基づき、日野市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関し規定する条例を制定するものでございます。

2ページをご覧ください。内容については記載のとおりでございます。ただし、これに

については、現教育長は一般職と同じ扱いになりますので、一般職員と同じ職務に専念する義務の特例が適用されておりますが、今度は常勤の特別職という形になりますので職務に専念する義務の特例が必要となります。内容的には今現在の一般職と同じ内容でございます。

説明は以上でございます。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたら、お願いします。濱屋委員。

[濱屋委員]

第2条の解釈について二つ教えていただけますか。第2条で職務に専念する義務の免除ということで、「あらかじめ教育委員会又はその委任を受けた者の承認」とあるのですが、委任を受けた者というのが具体的に誰になるのかということと、もう一つは職務に専念する義務を免除される場合の具体的な事務手続きについて、教えていただければと思います。

[兼子庶務課長]

第2条の、あらかじめ教育委員会又はその委任を受けた者の承認を受けてこの専念義務が免除されるものですが、通常、教育委員会というのは今日のような合議体のものがありますが、毎回毎回招集するのが難しい場合がございますので、それを事務委任を受けた現教育長、基本的には事務の委任規則により教育長に事務を委任されておりますので、教育長が承認する。具体的には教育長が申請をし、教育長が承認するという形になって、一人でやることになるのですが、これについては庶務課のほうですべてチェックをして、確認をして、適合しているかどうか、必ず確認をさせていただきます。

[西田委員長]

ほかにご質問はございませんか。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。

[西田委員長]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の提出について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第40号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

議案第41号・日野市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の提出について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第41号 日野市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の提出について

[兼子庶務課長]

議案第41号・日野市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の提出について、ご説明申し上げます。

先ほどの議案第40号と同じように、こちらも地方教育行政の組織及び運営に関する法律に改正に伴うものでございます。同じように、基本的には現教育長が在任中は、今現在のものが適用されますが、国の指導により事故があった場合のために、3月までに制定を下さいということですので、提出するものでございます。

提案理由です。日野市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等に関し規定する条例を制定するものです。

4、5ページをご覧ください。内容については記載のとおりでございますが、これも先ほどと同じように、新教育長については常勤の特別職となるために、制定が新たに必要となります。また、今現在は一般職員のものを使用してございますが、改めて新教育長のものをつくらないといけないのですが、基本的には一般職員と同じ内容となっております。

説明は以上でございます。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたら、お願いします。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。

[西田委員長]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。日野市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の提出について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第41号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

議案第42号・日野市教育委員会公印規程の一部を改正する規則の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第42号 日野市教育委員会公印規程の一部を改正する規則の制定について

[兼子庶務課長]

議案第42号・日野市教育委員会公印規程の一部を改正する規則の制定について、ご説明申し上げます。

平成27年4月1日より日野第二小学校の豊田小学校への名称変更に伴い、日野市教育委員会公印規程の一部を改正するものでございます。

8、9ページをご覧ください。基本的には日野第二小の部分を豊田小に変更したものでございます。

12、13ページをご覧ください。こちらが新旧対照表になっております。

説明は以上です。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。12、13ページの新旧対照表などもご覧になって、ご質問がございましたら、お願いします。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。

[西田委員長]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終了します。

お諮りします。日野市教育委員会公印規程の一部を改正する規則の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第42号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

議案第43号・日野市立幼稚園保育料条例の提出について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第43号 日野市立幼稚園保育料条例の提出について

[鈴木学校課長]

議案第43号・日野市立幼稚園保育料条例の提出について、でございます。

提案理由でございます。子ども・子育て支援法の制定に伴い、日野市立幼稚園の保育料の額を改定し、併せて規定の整備をする必要があるため、条例を制定するものでございます。

次のページをお開きください。日野市立幼稚園の保育料等徴収条例（昭和39年条例第11号）の全部を改正するものでございます。

第1条につきましては、その趣旨でございます。この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号に規定する市が定める額のうち市立幼稚園に係るものについて必要な事項を定めるものとするものでございます。第2条は定義でございます。第3条につきましては保育料の記載でございます。第4条、保育料の額に関する事項の通知でございます。第5条、保育料の減免の規定でございます。第6条、保育料の還付に関する規定でございます。第7条、この条例に関する必要な事項については、教育委員会が定める委任についての項目でございます。

付則です。この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

先ほど第3条に保育料の記載がございましたけれど、別表につきまして保育料の額についての記載でございます。

備考欄1以降ですけれども、18ページをお開きください。支給認定子どもの属する世帯が、別に規則で定めるひとり親世帯である場合については、第2階層に該当する場合は、この表の規定にかかわらず、保育料は0円とするという規定でございます。

この4月より、子ども・子育て支援法が制定され運用されていきます。法律によりまして日野市におきます保育料の制度が大きく変わります。改正する内容については二つございます。一つは、市立幼稚園の入園料を廃止する規定でございます。もう一つは、保育料につきましては世帯の所得に応じた応能負担となる規定でございます。新制度によりまして、入園料は今まで5,000円徴収しておりましたけれども、それを廃止しまして入園料相当分につきまして、2年保育、24ヵ月、200円を月々保育料の中で徴収するという規定でございます。

それから、保育料でございます。世帯の所得や子供の数によって保育料を決定する方法となります。新たに年収360万円未満の世帯の保育料を安くする規定が盛り込まれることになっています。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたら、お願いします。高木委員。

[高木委員]

備考の4項が支給認定子どもに係る多子の区分についての説明書きだと思いますけれども、用語的に表現がわかりにくいので、もう少し具体的な内容をかみくだいて説明をお願いします。

[鈴木学校課長]

これにつきましては、世帯の子供の数によって保育料が安くなりますよという規定でございます。世帯の中で小学校3年生以下の子供が複数いる場合、上から2番目のお子さんは保育料が半額、3番目のお子さんについては無料になるという規定でございます。その中で小学校4年生以上のお子さんについてはカウントしませんよという規定になっております。

[西田委員長]

岡本委員。

[岡本委員]

財政的な点ですけれども、この新法によって条例が変わって、そして先ほどのご説明にありました保育料がこのようになりますと、方向性としては財政的な立場から見てですけれども、どのようになるのですか。

[鈴木学校課長]

世帯の所得に応じた応能負担というところでは、年収360万円が新たに階層として入りましたけれども、この部分につきましては全体として、そう多くはありませんので大きな影響はありませんけれども、ただ、多子世帯、第2子、第3子というところで明確に安くなってくるところでは多少、財政的なものについては厳しくなるかと思っております。

[西田委員長]

高木委員。

[高木委員]

備考の5項めに「別に規則で定めるひとり親世帯等であって」という、ひとり親世帯等という文言が使われていますが、具体的にはどういった世帯等を示すのか、説明していただければと思います。

[鈴木学校課長]

在宅障害者がいる世帯ですとか、その他の生活保護法に定める要保護、困窮しているということで市長が認めた世帯とか、そのような世帯を含んでいるということでございます。

[高木委員]

今、岡本委員から市の財政的なという話があって、概略、それなりに市側の負担もあるという話ですが、概算で結構ですけれども来年度の具体的な入園者等を踏まえたときに、保護者から見たときにどのくらいの負担が減るというのか、増えるというのか、その額というのは掴まれているのですか。日野市全体において、そういう数値というのは何かあるのですか。

[鈴木学校課長]

第1階層から第4階層という中の規定でございますけれども、概ね負担が変わらないという世帯が第4階層になりますけれども、この第4階層に該当する世帯は大体90%と見ておりますので、この部分についてはあまり変わってこないのかなと。ただ、多子世帯、第2子、第3子の方については多少負担が減ってくると。

[西田委員長]

ほかにご質問はございませんか

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。

[西田委員長]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結します。

[西田委員長]

お諮りします。日野市立幼稚園保育料条例の提出について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第43号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

議案第44号・日野市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○議案第44号 日野市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

[鈴木学校課長]

議案第44号・日野市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について、でございます。

提案理由でございます。日野第二小学校の豊田小学校への名称変更に伴い、日野市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正するものでございます。

次のページをお開きください。日野市立学校の通学区域に関する規則（昭和63年教育委員会規則第9条）の一部を次のように改正するものでございます。

別表第1日野第二小学校の部中「日野第二小学校」を「豊田小学校」に改める、でございます。

次のページをご覧ください。新旧対照表がございます。日野第二小学校から豊田小学校に改まった表となっております。

前のページにお戻りください。

付則でございます。この規則は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたら、お願いします。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。

[西田委員長]

お諮りします。日野市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第44号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

これより議案第45号及び議案第46号の審議に入りますが、これらの案件につきましては公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思います。異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

[西田委員長]

異議なしと認めます。関係職員以外の事務局説明員と傍聴者の方は退席してください。なお、本件の終了をもって、平成26年度第11回教育委員会定例会を閉会といたします。

（関係職員以外退室）

「日野市立学校教員の措置について」

「教育管理職の異動（内申）について」

は公開しない会議の中で審議。

[西田委員長]

以上をもちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。これにて平成26年度第11回教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 14時29分